

# 鴻巣行田北本環境資源組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月22日

鴻巣行田北本環境資源組合 管理者

鴻巣行田北本環境資源組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、鴻巣行田北本環境資源組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本計画を効果的に推進するため、事務局内の職員相互の理解を得ながら取り組んでいくこととする。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、鴻巣行田北本環境資源組合事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、鴻巣行田北本環境資源組合（以下「組合」という。）の職員構成は、構成市からの派遣職員6名、組合採用職員4名となっており、うち女性が1名であり、派遣職員は概ね2年で交代する状況となっている。

こうした実情を踏まえ、最も大きな課題を掲げるものとする。

## 目 標

- 1 男性職員の配偶者出産休暇の取得率を、90%以上とする。
- 2 平成32年度までに、職員の年次有給休暇の平均取得率を、平成27年の実績36.37%より、2割以上引き上げ、60%以上とする。

## 4. 女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取り組み及び実施時期

3. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取り組みを行う。

〈取組内容〉

数値目標を達成するため、職員が休暇を取得することに抵抗を感じることがないよう、次の取組により職場環境を整え、1人でも多くの職員が休暇を取得できるように努める。

- (1) 所属長は、職員が出産休暇を取得できるよう、計画的かつ弾力的な業務体制を整える。
- (2) 所属長は、職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得の促進に努める。
- (3) 子どもの授業参観等に参加するための休暇の取得しやすい職場の環境づくりに努める。
- (4) 夏季における連続休暇、子どもの誕生日や家族の記念日等における計画的な年次有給休暇の取得促進を図る。